

勲章等着用規程

昭和三十九年四月二十八日
総理府告示第十六号

改正 平成 二年一月一七日総理府告示第四七号

同 一五年 五月 一日内閣府告示第一一号

勲章等着用規程を次のように定める。

勲章等着用規程

(総則)

第一条 勲章、褒章及び記章（以下「勲章等」という。）の着用については、別に定める場合を除き、この規程の定めるところによる。

(勲章等着用する場合)

第二条 国、地方公共団体その他の公の機関の行なう式典には、勲章等着用するを例とする。

(勲章等着用する場合の服装)

第三条 勲章等は、燕尾服若しくはローブデコルテ若しくはロブモンタント又はこれらに相当する制服に着用するものとする。ただし、大勲位菊花章、宝冠大綬章、桐花大綬章、旭日大綬章若しくは瑞宝大綬章の副章、宝冠牡丹章、宝冠白蝶章、宝冠藤花章、宝冠杏葉章、宝冠波光章、旭日重光章、旭日中綬章、旭日小綬章、旭日双光章、旭日单光章、瑞宝重光章、瑞宝中綬章、瑞宝小綬章、瑞宝双光章若しくは瑞宝单光章若しくは文

化勲章、褒章又は記章を着用する場合には、男子にあつては紋付羽織袴若しくはフロックコート若しくはモーニングコート又はこれらに相当する制服に、女子にあつては白襟紋付又はこれに相当する制服に着用し、宝冠藤花章、宝冠杏葉章、宝冠波光章、旭日小綬章、旭日双光章、旭日单光章、瑞宝小綬章、瑞宝双光章若しくは瑞宝单光章、褒章又は記章を着用する場合には平服に着用することができる。

(大勲位菊花大綬章、宝冠大綬章、桐花大綬章、旭日大綬章及び瑞宝大綬章の着用方法)

第四条 燕尾服に大勲位菊花大綬章、桐花大綬章、旭日大綬章又は瑞宝大綬章を着用する場合には、その正章は大綬をもつて上着の下に帯び、副章は上着の上に着用する。

2 大勲位菊花大綬章、宝冠大綬章、桐花大綬章、旭日大綬章及び瑞宝大綬章は、時宜により、副章のみを着用することができる。

(旭日重光章及び瑞宝重光章の着用方法)

第五条 旭日重光章及び瑞宝重光章は、時宜により、副章の着用を省くことができる。

(勲章等の併用方法)

第六条 左胸に着用する勲章、褒章及び記章をあわせて着用する場合には、勲章、褒章、記章の順序に着用する。

第七条 二種以上の勲章をあわせて着用する場合には、後に授与

された勲章を、前に授与された勲章の上位に着用する。

第八条 二種以上の褒章又は二種以上の記章をあわせて着用する場合には、それぞれ授与された順序に着用する。

(外国の勲章等の着用方法)

第九条 外国の勲章等を着用する場合には、それぞれその国の規則による。

第十条 わが国の勲章等と外国の勲章等を有する者が外国の勲章を着用する場合には、わが国の勲章等をもあわせて着用するものとする。

第十一条 わが国の勲章等と外国の勲章等をあわせて着用する場合には、次の各号の順序に着用する。

一 わが国の勲章

二 外国の勲章

三 わが国の褒章又は記章

四 外国の記章（わが国の褒章に相当するものを含む。）

2 わが国の大綬をもつて帯びる勲章（以下「大綬章」という。）と外国の大綬章をあわせて着用する場合には、外国の大綬章の着用を省き、その副章を、わが国の副章の下位にならべて着用する。

3 外交の時宜により、必要がある場合における前二項の規定の適用については、同項中「わが国」とあるのは「外国」と、「外国」とあるのは「わが国」とする。

附 則

1 この規程は、昭和三十九年四月二十九日から適用する。

2 次に掲げる告示は、廃止する。

勲章記章佩用心得（明治二十二年賞勲局告示第一号）

昭和十年内閣告示第四号（勲四等以下の勲章、記章及び褒章佩用の件）

昭和十二年内閣告示第一号（文化勲章佩用の件）

昭和十五年内閣告示第九号（勲三等以上の勲章の佩用の件）

附 則（平成一五年五月一日内閣府告示第一号）

1 この規程は、平成十五年十一月三日から適用する。

2 平成十五年十一月二日以前の日付をもつて授与された勲章については、改正前の規定は、なおその効力を有する。